



那覇市民ギャラリー利用申請後から展示まで



1.利用申請書提出は、窓口持参、メール送付、FAX 送付が可能です。メール、FAX にて提出の方は、必ず電話で送付連絡をしてください。

「那覇市民ギャラリー利用許可申請書」を提出していただいた時点で、ギャラリー利用料金の支払い義務が発生します。

申請書受理後、利用の取り止め(※キャンセル)や利用期間の変更を行った場合、利用料金は納付前であってもお支払いいただかなければなりません。申請書提出の際は、利用期間を十分にご検討の上お申し込みくださいますようお願いいたします。

※キャンセル時の施設利用料の取り扱いについて

(利用取り止めの他、利用期間の変更、利用展示室の変更もキャンセルとして扱います。)

◇ 利用開始の30日前のキャンセル……………利用料の半額をお支払いいただきます。

◇ 利用開始まで30日を切ったキャンセル…利用料の全額をお支払いいただきます。



2. 展示内容をお知らせください。

□ 展示2カ月前の15日までに正式なタイトルをご連絡ください。各広報誌等、印刷物へ掲載し、報道機関へ案内します。(掲載を希望されない場合は事前にご連絡ください。)

□ 展示会期中に掲示するため、ポスターの提出をお願いします。(詳細は「展示会開催に関する確認書」をお読みください。)

□ 展示1カ月前までに室内の※レイアウトについてご連絡ください。

※レイアウト…既存の壁以外に、可動式の壁(展示パネル)を設置して作品を展示することができます。利用する場合は、設置場所と枚数をお伝えください。作品搬入前に、ギャラリー職員がレイアウト通り展示パネルを設置します。他の展示室のパネル設置も同時に行いますので、レイアウト決定後の変更は一切できません。予めご了承ください。



3. 搬入作業の際は展示会開催確認書の内容を遵守し、作業を行ってください。



4. 展示期間中、受付担当者は予め注意事項を確認していただくようお願いします。

□ ギャラリーの開館時間は、10時から19時です(最終日は17時または18時まで)。展示時間の短縮・延長はできません。開館時間中は、常時受付担当者がいるようにしてください。

□ 作品・荷物の管理は各自で行ってください。ギャラリー窓口でのお預かりはしていません。

□ 展示室内での飲食、ギャラリー内での携帯電話通話利用、喫煙はご遠慮ください。



5. 搬出作業の際は展示会開催確認書の内容を遵守し、作業を行ってください。

那覇市民ギャラリーの利用については、「展示会開催に関する確認書」と「展示会開催に関する注意・禁止事項」も必ずご確認ください。会期終了まで、滞りなく進めることができるよう計画・準備をお願いいたします。

2023.04.24.改

那覇市民ギャラリーは、美術活動の発表の場を提供し、美術活動の奨励と普及を図り、美術文化の向上に資することを目的に設置されています。
美術作品、またはそれに類するものの展示利用が可能です。

1 利用の期間及び時間

毎週火曜日から日曜日までの6日間単位。連続利用可。
展示時間: 10時～19時まで(時間変更不可)、
搬入作業: 月曜13時～18時
搬出作業: 日曜17時以降に開始し、19時までに完了すること。

2 休館日

- (1) 毎週月曜日
- (2) 年末年始(12月29日から1月3日まで)
※修繕や保守点検のための臨時休館あり。

3 利用の手続き及び許可

- (1) 利用開始日の属する月の6ヶ月前の月(例えば7月使用の場合は、1月)から所定の利用許可申請書により申請できます。
※指定管理者、市長が優先利用を認める場合を除く。
- (2) 申請書提出は、窓口持参、メール送付、FAX送付が可能です。メール、FAXにて提出の方は、必ず電話で送付連絡をしてください。
- (3) 申請の受け付けは、前記受付開始月の1日から10日までで締切り、利用希望者が重複した場合は抽選を行います。以後空室があれば、利用週の2週間前まで、先着順で受付可能です。
- (4) 利用展示室以外に影響を及ぼす展示はできません。(他室に聞こえる音を伴う展示、全室利用時以外のギャラリートーク等) ライト、壁、重量展示物の持込は事前協議を要します。
- (5) 倉庫への扉を塞ぐ展示はできません。
※図面参照
- (6) 作品素材、及び展示物に水や火、生物を使用することはできません。

4 利用許可の取消し

- ・市条例、規則、許可条件のいずれかに違反したとき、又は利用が不適当と認められたときは利用許可を取消し、又は利用を中止する事があります。
- ・利用許可の取消し、又は中止により生ずる利用者の損失については、指定管理者・那覇市ともその責任を負いません。

5 料金の支払い

- ・利用料は前納制です。
- ・申請書受理をもって、利用申請者に支払い義務が生じます。請求書を送付しますので、指定期日内に金融機関に納めて下さい。

6 利用の取りやめ

- 利用をとりやめた場合の取り扱いは下記のとおりです。
- 利用開始前30日前までの利用取りやめ・日程変更の場合、利用料の半額の支払いが必要
 - 利用開始前30日以降の利用のとりやめ、日程変更の場合、利用料全額の支払いが必要

7 付属備品

スポットライト、展示ワイヤー、長テーブル、彫刻台
※虫ピン、画紙、その他展示に使用する道具等、上記備品以外は利用者各自でご準備ください。

8 料金

利用料【消費税込み】<火～日 6日間>	
第1展示室	53,652 (160,962)
第2展示室	131,412 (394,242)
第3展示室	38,100 (114,306)
全室	223,164 (669,510)円

※()内は作品販売又は入場料徴収した場合の料金です。
※複数展示室借用の場合は、各展示合算金額になります。

9 原状回復

- ・利用終了後、ギャラリー職員の指示に従って、備品等を原状に戻してください。

10 損害賠償

- ・施設又は付属備品等に損害を与えた場合は、損害賠償をしていただきます。
- ・釘や両面テープ等、施設・備品に損傷を与える物の使用は禁止です。

11 禁止事項

- ・レセプションパーティー、実演会、講習会、勧誘行為は、できません。
- ・展示室内での飲食、ホール・ロビーを含めギャラリー施設内での喫煙、携帯電話での通話、許可のない電源の使用、危険物の持込、他者に迷惑を及ぼすもの(例:臭いのするもの)の持込は禁止です。

12 利用報告書の提出

- ・展示会終了後、ギャラリー所定の利用報告書を提出してください。

13 作品と展示室の管理

- ・ギャラリー利用中は、主催者に利用展示室内の安全管理責任が生じます。作品・荷物の管理を利用者の責で行い、展示期間中の開館時間10時～19時は、受付係を展示室内に常時配置してください。

14 駐車場

- ・専用駐車場はありませんので、周囲の有料駐車場をご利用ください。

